

PMI 日本支部ホームページへの広告掲載契約

1. 目的

本契約は、PMI 日本支部のホームページ上への広告の掲載に関して、広告申込者（以下甲という。）と広告スペースの提供者である PMI 日本支部（以下乙という。）の間での取り決めを行うものである。

2. 遵守事項

- 1) 掲載内容については、別紙広告規定に従うものとする。
- 2) 甲および乙は、当契約に決められた事項を遵守するとともに、当契約に規定されていない事項に関しても、お互いに善良なる管理者の立場にたち、お互いの利益を侵害しないよう十分注意し、行動するものとする。
- 3) 甲は、乙の提供するホームページ上の広告スペースの利用にあたっては、乙の社会上の立場を理解し、乙の活動に障害を及ぼすような内容の広告がされないことを約束するものとする。
- 4) 万が一、甲の広告によって、乙が法律上もしくは経済上およびその他の損害をこうむる場合は、甲は乙の損害をすべて補償するものとする。

3. 受け渡し

甲は、乙の定める期限にしたがい、掲載内容を、乙の指定する場所に以下の形式で提供するものとする。

掲載広告用電子ファイル形式：W210×H60ピクセルのGIFもしくはフラッシュ形式
ファイル

4. 掲載

乙は、本契約に定めるところにしたがい、甲の提供する掲載内容を乙のホームページ上へ広告掲載をおこなう。但し、天災その他乙の責めに帰さない不可抗力の原因による掲載の遅延、実施不能に関しては、責任を負わないものとする。

5. 広告期間、料金及び規格

- 1) 広告期間は、広告開始のときから1カ月間単位とし、原則として、最長6ヶ月とします。但し、期限の2カ月前において、他に申込者がいない場合には、書面による申し出でにより、1カ月間単位での延長ができるものとする。
- 2) 広告料金については、別途定めた広告規程による。
広告期間が延長された場合は、延長契約時の料金が適用される。
料金は前払いとし、掲載1カ月前までに指定の口座に入金するものとする。
入金に係わる費用は、甲の負担とする。
- 3) 広告料金の変更は、乙の判断により、広告料の変更をおこなうことができるものとする。

新料金は、変更時点以降の契約（延長契約も含む）に適用される。

4) 乙の定める期限までに、乙の所定の仕様にもとづき、広告内容を、乙の指定する場所に提供するものとする。

6. 本契約につき、意見の相違又は紛争が生じたときは、甲乙の誠意ある協議によって解決する。

上記のとおり契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保管する。

以上

以上の契約内容に同意し契約を締結します。

年 月 日

広告掲載期間：(西暦)年 月 日から ヲ月間

広告掲載料金：円

広告申込者（甲）：

広告場所提供者（乙）：

東京都中央区日本橋中洲 3-15

センタービル 3階

一般社団法人 PMI 日本支部

事務局長 田坂 真一